

一般乗合旅客自動車運送約款 変更に係る新旧対照表

2021年6月1日変更
(変更箇所のみ抜粋)

新 (下線部分が、追加または変更箇所)	旧
(省略) <u>一部改正 令和3年6月1日</u> <u>(令和3年5月26日近運自一145号認可)</u>	(左記を追記)
(運賃の割引) 第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。 (1)～(2)省略 <u>(3) 第1号に規定する手帳の呈示以外の本人確認方法として国土交通省及び当社が認める方法であって、第1号に規定する手帳に記載されている情報を取り込んだ携帯型端末の画面を呈示したとき(ただし、当社が取り扱いを認める路線に限る)</u>	(運賃の割引) 第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。 (1)～(2)省略
附則 (適用期日) 1 この運送約款は、 <u>令和3年6月1日から適用</u> します。 (経過措置) 2 当社は、この運送約款の <u>適用</u> 前に発売された当社の乗車券類を所持する旅客(その携帯する手回品を含む。次項において同じ。)の運送については、従前の例によります。 3 当社は、この運送約款の <u>適用</u> 前に発売された当社の乗車券類であって通用期間を明示しないものを所持する旅客の運送については、前項の規定にかかわらず、この運送約款の <u>適用</u> 後3月以内に限り、従前の例によります。 4 当社は、この運送約款の <u>適用</u> 前に引き受けた小荷物の運送については、この運送約款の <u>適用</u> 後6月以内に限り、従前の例によります。ただし、荷主と当社との間において、それ以前にこの運送約款によることについての合意があったときは、この限りではありません。	附則 (実施期日) 1 この運送約款は、 <u>令和2年3月24日から実施</u> します。 (経過措置) 2 当社は、この運送約款の <u>実施</u> 前に発売された当社の乗車券類を所持する旅客(その携帯する手回品を含む。次項において同じ。)の運送については、従前の例によります。 3 当社は、この運送約款の <u>実施</u> 前に発売された当社の乗車券類であって通用期間を明示しないものを所持する旅客の運送については、前項の規定にかかわらず、この運送約款の <u>実施</u> 後3月以内に限り、従前の例によります。 4 当社は、この運送約款の <u>実施</u> 前に引き受けた小荷物の運送については、この運送約款の <u>実施</u> 後6月以内に限り、従前の例によります。ただし、荷主と当社との間において、それ以前にこの運送約款によることについての合意があったときは、この限りではありません。

ICカード取扱規則 変更に係る新旧対照表

2021年6月1日変更
(変更箇所のみ抜粋)

新 (下線部分が、追加または変更箇所)	旧
<p>(使用方法と効力及び仕様上の制限事項)</p> <p>第10条 記名式ICカードの場合、記名人以外の旅客が使用することはできません。また、記名式でないICカード(以下、「持参人式ICカード」という。)は、当該ICカードを持参する旅客1名が使用できます。</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 ICカードの使用に適用する運賃額は、大人普通運賃又は小児普通運賃とします。ただし、プリペイドサービスのICカードで、当社運送約款第24条の割引を適用して運賃を精算する場合は、同条に規定する手帳等(運送約款第24条第1項第3号に規定する本人確認方法を含む)を乗務員に呈示しなければなりません。</p> <p>13～14 省略</p>	<p>(使用方法と効力及び仕様上の制限事項)</p> <p>第10条 記名式ICカードの場合、記名人以外の旅客が使用することはできません。また、記名式でないICカード(以下、「持参人式ICカード」という。)は、当該ICカードを持参する旅客1名が使用できます。</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 ICカードの使用に適用する運賃額は、大人普通運賃又は小児普通運賃とします。ただし、プリペイドサービスのICカードで、当社運送約款第24条の割引を適用して運賃を精算する場合は、同条に規定する手帳等を乗務員に呈示しなければなりません。</p> <p>13～14 省略</p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年6月1日より適用します。</u></p>	<p>(左記を追記)</p>